資本家は飽迄之を安く買はんとするの結果、利潤の增加を多からしめんが爲め恣に勞働者を搾取せんとするのが資本家の取るべき態度であり、何處迄も自己の分前を多からしめんが爲め飽迄資本家と對立抗爭するのが勞働者の當然取るべき手段であると言ふやうな考が抑もの間違である。斯くして勞資の關係は食ふか食はれるか不倶戴天の仇敵關係に置かれ、遂には社會を以て資本家、勞働者の二大階級の力と力に依る闘爭の修羅場であるとなし、斯る階級闘爭の進行過程が歷史の進展であり、窮極に於て勞働者階級の勝利に歸した時理想の社會が實現すると言ふのが所謂階級闘爭主義と呼ばれるものであるが、斯る思想が社會存立の原理を無視するものであるのみならず、一君萬民の本義に基いて大和を以て民族發展の生命とする我國情に絶對に合致せざる危險の思想であることは敢て論ずる迄もないことである。事業家の事業を經營するや全く從業員の勤勞に負ふものであり、從業員の職を得一家を支ふるや一に懸つて事業家の事業經營の賜である。事業の繁榮なくして從業員の幸福は望み得ず從業員の勤勞なくして事業の發展は期し難いのであつて兩者は決して利害相反するものでなく利害一致相互依存の關係に立つものと謂はねばならぬ。然らば勞資は單に利害が一致すると言ふ丈に止まり單なる利害關係のみに依つて結ばれたるものであらうか。偶々利害一致する者が只單に利害一致するの故を以て偶然一つの事業の中に共に住んで居ると言ふ丈の關係であり、從つて其處には何等の倫理的道義的な人格の結合もなく、高き理想も使命もなき單なる利益の集團をのみ見得るに止まるのであらうか。吾人は勞資關係の本質をかゝる偶然的功利的な關係として見ることは出來ない。惟ふに事業は事業主從業員各自の職分に依つて結ばれたる有機的倫理的な協同體であることを本質とする。事業内に於ける勞資の關係は決して勞と言ひ資と言ふ本來別々の二つのものが偶々利害の一致と言ふ功利的な媒介物に依り一應結び合はされて一つの場所に偶然雜居して居るに過ぎぬと言ふが如きものではないのである。恰も其れは人體に於ける頭と手足細胞の如き關係であると思ふ。固より別異の存在には違ひないが、それは職分に基いての違ひであつて兩者相合して事業體と言ふ同一物を構成するのである。夫れは相互に他を包攝し合ふ關係であり、一方の惱みは同時に他方の惱みであると共に他方の樂しみは又一方の樂しみでなくてはならぬのであつて所謂二にして一つ、一にして二の關係、切つても切れぬ、切れば溫い血が浸み出る關係即ち所謂一體一如の關係に他ならぬのである。而も其處には單なる利害を離れた慈愛忠恕と言ふが如き倫理的道義的要素が多分に存するのであつて、恰も親子の關係の如きものと言ふのが最も端的に其の性質を言ひ表はして居ると思ふ。（未完）

資料

産業報國運動に對する各方面の意見

社會大衆新聞六月三十日號には協調會の本運動を詳細に紹介してゐるがその前文並に主張を參考資料としてこゝに摘錄すれば次の如し。

産業勞働の新體制を如何にすべきか

全國民の組織化は時代の方向である。事變は國家の總ゆる分野に、即ち政治、經濟、産業、勞働の諸分野に一大變化を招來せしめつゝある。殊に勞資の關係に於いても、從來の階級對立を指導精神とする資本家團體と勞働組合の對立組織を一變し、勞資一體主義の下に新組織が發展せんとしつゝある。この勞資一體化の要求は、戰爭遂行上の不可避的動向であるのみならず、今後に於ける即ち戰後に於ける新動向であつて、之れは時代の方向である。一切の産業が國家目的の下に組織され、遂行され、勞働者も資本家も亦國家目標の實現の爲めに協力せねばならぬ。勞資一體化運動は戰時に於ける非常組織と云ふよりむしろ次の時代に於ける産業勞働の新形態であらねばならぬ。今次事變遂行のためのみならば敢て新組織の成立を待たずとも、既に勞働組合は爭議絶滅宣言を爲し、産業協力の精神に立つて生産事業に協力を捧げつゝある。

勞資一體化運動は戰時非常特別態形にあらずして新時代の新方向である。産業勞働の新しき組織を如何にす可きか。資本家團體、勞働組合はこの新動向に如何に對應せんとしつゝあるか。

協調會はこの勞資一體化運動に對し『産業報國會』運動を提唱し各方面の非常なる注目をひきつゝある。いま協調會の『産業報國會』運動を中心に今後の勞資關係を如何に組織す可きかにつき各方面の意見を徵し、産業勞働の新組織運動に對する資料とした。

國民の組織に就て

時代の變遷はあらゆるものに一大變化を齎しつゝある。たとへば、戰爭にしても、今日の戰爭は過去の戰爭概念では、割りきれないのである。過去の國と國との戰爭に宣戰の布告なく、敵の首都が攻略されて媾和が成立しないが如きは蓋し稀有のことであつたらう。支那事變は始めがなくて終りのない我等の豫想せざる戰爭となりつゝある。時代は戰爭と共にあらゆる事物を急速に發展し變化せしめてゐる。

黨及び組合も時代と共に發展し變化することは當然であり必然である。

黨及び組合の從來の組織は、國民階層の階級利害を重點としたものであつた。そしてその發展の動力を對立闘爭に求めたのであつた。黨も組合もその組織目標を全國民全大衆に置いたものではなくて國民の中の部分に置いたのである。過去の黨及び組合は階級利害の防衞の使命を以て生まれ、その防衞闘爭を通じて發展し來つたのである。それは自由主義的世界觀に基く資本主義の發展期に對應せるものであつて時代の必然的産物であつた。然し、時代は國家主義に基く統制經濟に移行し國際的對立の激化を齎した。今日に於いて個人または階級の利害は國家、國民の全體的利害を離れて存在し得ないのである。

この時代の發展は黨及び組合の即ち國民の民衆の中に於ける、過去の種々なる組織に對し一大變化を要求しつゝある。

我黨は昨年の大會に於いて、從來十數年に亘つて揭げ來つた綱領を改正して、『國體の本義に基き日本國民の進步發達を計りもつて人類文化の向上に貢獻せんことを期す』と從來の階級主義を揚棄して全體主義の上に立つて國家及び國民の發展繁榮を目標とするに到つたのである。組合方面に於いてもこのことは同じであつて、それぞれ今日迄その指導方針を國家目標に合一せしめつゝあるが、産業報國會が唱導する勞資關係の指導精神に於いても『産業は事業者從業員各自の職分によつて結ばれた有機的組織體であり、而も産業究極の使命は産業の發展によつて國民の厚生を圖り、以て皇國の興隆、人類文化に貢獻することである』と産業の國家性を高唱してゐる。

この新しき指導方針と世界觀の具體的實踐は組織論及び組織運動に現はれなければならぬ。最近一ヶ年の我等の運動は以上の指導方針の上に劃期的發展を齎したのであるが、組織論の上には發展がなかつたのである。さきに發せられた我黨代議士會の『時局に對する聲明』は實に黨の舊き階級黨より國民の黨への發展を表明したものである。我等は我黨をして全國民の組織化を目標とする國民の黨に迄發展せしめ全國民の組織の成功に依つて國家革新を成就せねばならない。

保曹厚生會に就て

保土ケ谷曹達株式會社　青山跡

「事業とか産業の主要な因子は何か」と問ふならば一昔も前の人ならば先づ第一に資本家に勞働と答へたる違いないが昭和の今日まさか資本と勞働を對等的な産業機構の重要因子なりと考ふる樣な人も無かろうと思ふ。まして資本が勞働を支配すべきものだと言つた樣な夢を見て居る人は未曾有の非常時局に直面して居る今日の日本には存在する筈もないと思ふけれども實情は全く案に相違してまだまだ封建的な思想や資本主義的な觀念から脫しきれぬ又は脫しようともしない人の多いのに驚かざるを得ないのである。今日猶ほ所謂勞働運動とか勞資協調とか言ふ問題が産業界の一角に呼ばれて居る事は右の事實を證明するものと思ふ。

吾々の考へ方は産業の主要な因子は第一に人第二に人そして第三にも人であると言ふ見方から出發するので是等の人の所有する技能が産業生命の根本なりと言ふ信念に立脚するのである。即ちそこ産業の經營に當る人も科學的試練を持つた技術者も直接運轉にあたる勞務者も各自その所有する能力技能技術の總てを捧げて渾然一體となつて働く時にその産業機構の持つ生命が潑溂として活動するのである。所謂資本は現代社會制度に於ける産業運行の手段であり方便に過ぎない。丁度人間と言ふ有機體がその生命を享けるとは血液が必要である樣に産業機構の構成と資本が必要なのである。然し神が血液以外の適用な生命發育の手段を創造するならば血液は不用である樣に現在の所謂資本も必要なる唯一の手段でない事は言ふ迄も無いのである。

而も産業は個人の利殖や慾望の滿足の爲にのみ存在すべきものでなく産業の發展に依つて國家の隆興を資け國民厚生の手段となし更に進んでは人類文化の進展に寄與すべき重大な使用を有して居ると言ふ事は現在の思想に於て完全に統一せられた觀念である以上今更勞資と言ふものが論議の對象となり相對の原因を爲すべき理由は何處にも發見せられないのである。

我々の作つた保曹厚生會の根本精神も同樣に經營者技術者勞務者が渾然一體となつて産業報國の誠を効すと言ふ信念を基調として進むもので決して資本とか資本家と言ふものを考慮に入れて居らない更に端的に言ふならば我々の産業報國の精神とは過去の所謂資本家念は忘れて居るのであつて吾々の努力勤勞に依つて産業の發展を計りその發展する産業の生命中に活動する細胞も又自ら活力の增大を享受する。その間に何等の懸念し無く何等の疑念も無く何等の蟠りもなく全く光風霽月の明朗な氣分で各自其の職責に向つて邁進するのである。

即ち吾々は各自の心底から迸る誠意を以て何等の掣肘もなしに一意勤勞報國し、眞心を以て産業に從事する事を我が厚生會の指導精神とするのである。從つて此の精神に從つて勤勞する爲に必要な諸施設は當然指導者が責任を以て實行する丈の誠意と熱意を持たなければならぬ事は言ふ迄も無い。

× ×

保曹厚生會の創立宣言並に會則を左に紹介する。

保曹厚生會創立宣言

我國現下の情勢は古今未曾有の重大時局に直面し、大陸出師目的の貫徹には、尙多大の犧牲と長期の年月を要するや必せり。

此の秋に當り吾等産業人たるものその責務の重、且大なるは敢て喋々を要せざる所にして、國民擧げての非常時局の認識こそ邦家隆興の源泉にして、東洋平和確立の根幹なりと云ふべし。

吾等は複雜なる現下の狀勢に對應し堅忍持久の精神を振起し、勤勞報國の觀念を基調とし、邦家産業人たるの使命に即し、質實剛健の氣風を養ひ、技術を練磨し、國民精神を涵養し、資源の愛護と勤儉貯蓄の美風を强調し、非常時經濟の確立に努め擧國一致盡忠報國の誠を効し以て、皇運を扶翼し奉らんことを期す。

右宣言す。

保曹厚生會々則

第一章　總則

第一條　本會ヲ「保曹厚生會」ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ保土谷曹達株式會社保土ケ谷工場ニ置ク

第三條　本會ハ保土谷曹達株式會社保土ケ谷工場從業員ヲ以テ組織ス前項ニ於ケル會員ハ入社ノ日（從業者ノ場合ハ本工ニ採用ノ日）ヲ以テ加入シ退社ノ日ヲ以テ脫退スルモノトス

第四條　本會々員ヲ特別會員並普通會員ニ分チ特別會員ハ社員普通會員ハ從業者トス（雇員補、給仕、小使、事務手傳ハ便宜上特別會員ニ加フ）

第二章　目的及事業

第五條　本會ハ日本獨特ノ國民精神ヲ基調トシ修養、保健、共濟、慰安其他會社會員共通利益、增進ヲ計リ全員協力一致國家産業ノ進展ニ寄與スルヲ以テ目的トス

第六條　本會ノ目的ヲ達センガ爲次ノ事業ヲ行フ

一、會員共通ノ利益ニ關スル事項ニ付會社ノ諮問ニ應ジ又ハ會員ノ提案ヲ審議ス

二、會員中功勞顯著ナル者ヲ表彰ス

三、講演會、茶話會等ノ開催

四、體育ノ獎勵

五、教育ノ進步向上ヲ圖リ健全ナル思想ノ涵養保健衛生思想ノ普及

六、其ノ他必要ナル事項

第三章　組織及役員

第七條　本會ノ目的トスル事業達成ノ爲メ左記部會ヲ設ク

一、親交會

二、保友會

三、在郷軍人分會

四、極星會

五、委員會　特別委員會　普通委員會

六、其ノ他必要ナルモノ

前各項ニ對スル規約ハ別ニ之ヲ定ム

第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長　一名

二、副會長　一名乃至二名

三、評議員（幹事兼任）若干名

四、幹事　若干名

五、庶務　一名乃至二名

第九條　本會ノ會長ハ工場長、副會長ハ工場次長之ニ當ル

第十條　評議員ハ會長之ヲ指名委囑ス

第十一條　幹事ハ半數ヲ特別會員中ヨリ半數ヲ普通會員中ヨリ會長之ヲ指名委囑ス

但シ普通會員ヨリノ幹事ハ半數ハ選擧ニヨル事ヲ得

選擧規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條　庶務ハ會長之ヲ指名囑託ス

第十三條　本會ニ顧問及相談役ヲ置クコトアルベシ

顧問及相談役ハ總會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

第十四條　會長、副會長以外ノ役員ノ任期ハ一ケ年トス

但シ重任ヲ妨ゲズ

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任役員就任迄其ノ職ヲ代行スルモノトス

第十五條

一、役員ノ權限職掌左ノ如シ

一、會長ハ會議ノ議長トナリ本會ヲ代表シ其ノ事務ヲ統轄處理ス

二、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

三、評議員ハ幹事ト共ニ會務ヲ審議ス

四、庶務ハ會長ノ命ヲ受ケ會議ニ出席シ本會ノ庶務ヲ掌ル

第四章　會議

第十六條　會議ヲ分チテ總會評議員會及役員會トス評議員會ハ役員會ニ先行シテ諸般ノ事項ヲ協議スルモノトス

第十七條　總會ハ毎年一回（一月）會長之ヲ招集ス臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル時之ヲ招集スルコトアルベシ

第十八條　評議員會役員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ招集ス

第五章　決議

第十九條　決議事項ノ決定ハ役員ノ半數以上ノ出席ヲ必要トス

第二十條　決議事項可否ノ決定ハ多數決ニ依ル可否同數ナル時ハ會長之ヲ決ス

附則

第一條　本會員ハ他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ズ

第二條　規則ノ改廢ハ幹事會ノ決議ニヨル